

改正案	現行
<p>（標準給与の基準）</p> <p>第十七条 前条第一号の報酬標準給与（以下「報酬標準給与」という。）の基準は、月額が六十万五千円（<u>法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の最高等級に属する報酬の月額の最低額。以下この項において同じ。</u>）未滿の報酬については、<u>法第二十条第一項の表（同条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、当該改定により加えられた等級区分を含む。）</u>のとおりとし、月額が六十万五千円以上の報酬については、報酬の月額が三万円又はその端数を増すことに報酬標準給与の等級が一等級ずつ累進し、各等級の報酬標準給与の月額は、それぞれ当該等級に属する報酬の月額の最低額に一万五千円を加えた額とする。</p> <p>2 基金は、報酬標準給与の等級につき、<u>法第二十条第一項に規定する第三十級（同条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の最高等級）</u>を下らない範囲内において最高限度を定めることができる。この場合において、最高等級の報酬標準給与の月額に対応する報酬の月額については、最高限度の定めがないものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 基金は、賞与標準給与につき、<u>百五十万円（法第二十条第二項の規</u></p>	<p>（標準給与の基準）</p> <p>第十七条 前条第一号の報酬標準給与（以下「報酬標準給与」という。）の基準は、月額が六十万五千円未滿の報酬については、<u>法第二十条の表のとおりとし、月額が六十万五千円以上の報酬については、報酬の月額が三万円又はその端数を増すことに報酬標準給与の等級が一等級ずつ累進し、各等級の報酬標準給与の月額は、それぞれ当該等級に属する報酬の月額の最低額に一万五千円を加えた額とする。</u></p> <p>2 基金は、報酬標準給与の等級につき、<u>法第二十条に規定する第三十級を下らない範囲内において最高限度を定めることができる。</u>この場合において、最高等級の報酬標準給与の月額に対応する報酬の月額については、最高限度の定めがないものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 基金は、賞与標準給与につき、<u>百五十万円を下らない範囲内におい</u></p>

定による標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは、法第二十四條の三第一項の政令で定める額。次項第二号において同じ。）を下らない範囲内において最高限度を定めることができる。この場合において、加入員が受けた賞与額が当該最高限度の額を超えるときは、賞与標準給与は当該最高限度の額とする。

5 前条ただし書の規定による承認を受けた基金は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の月額の区分及びこれに対応する報酬の額の区分並びに賞与標準給与につき別段の定めをすることができる。

一 報酬標準給与につき別段の定めをする場合にあつては、最低等級の報酬標準給与の月額は九万八千円、最高等級の報酬標準給与の月額は六十二万円（法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の最高等級の標準報酬月額に相当する額）以上であること。

二 賞与標準給与につき別段の定めをする場合にあつては、その額の最高限度は百五十万円を下らないこと、又は法附則第三十条第一項の認可を受けていること。

（免除保険料率の決定）

第三十六條の二 法第八十一條の三第一項に規定する免除保険料率（以下単に「免除保険料率」という。）は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める月以降の月分の率として決定するものとする。

一 （略）

二 法第二條の四第一項の規定により財政の現況及び見通しが作成される場合 当該財政の現況及び見通しが公表された日の属する月の

て最高限度を定めることができる。この場合において、加入員が受けた賞与額が当該最高限度の額を超えるときは、賞与標準給与は当該最高限度の額とする。

5 前条ただし書の規定による承認を受けた基金は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の月額の区分及びこれに対応する報酬の額の区分並びに賞与標準給与につき別段の定めをすることができる。

一 報酬標準給与につき別段の定めをする場合にあつては、最低等級の報酬標準給与の月額は九万八千円、最高等級の報酬標準給与の月額は六十二万円以上であること。

二 賞与標準給与につき別段の定めをする場合にあつては、その額の最高限度は百五十万円を下らないこと、又は法附則第三十条第一項の認可を受けていること。

（免除保険料率の決定）

第三十六條の二 法第八十一條の三第一項に規定する免除保険料率（以下単に「免除保険料率」という。）は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める月以降の月分の率として決定するものとする。

一 （略）

二 法第八十一條第四項の規定により保険料率が再計算される場合 当該再計算により保険料率が変更される月

翌月から一年六月以内で厚生労働大臣が定める月

三 (略)

附則

(法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例)

第四条 法第八十五条の二に規定する責任準備金の額は、当分の間、第五十五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 三 (略)

2 (略)

(年金給付等積立金の積立てに関する特例)

第五条 第三十九条の二第二項の責任準備金の額は、当分の間、第三十九条の二第三項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 二 (略)

2 (略)

三 (略)

附則

(法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例)

第四条 法第八十五条の二に規定する責任準備金の額は、法第八十一条第五項の保険料率(基金の加入員である厚生年金保険の被保険者に係るものを除く。以下同じ。)が変更されるまでの間、第五十五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 三 (略)

2 (略)

(年金給付等積立金の積立てに関する特例)

第五条 第三十九条の二第二項の責任準備金の額は、法第八十一条第五項の保険料率に変更されるまでの間、第三十九条の二第三項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 二 (略)

2 (略)

確定拠出年金法施行令（平成十二年政令第二百四十八号）
（第二条関係）

抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 個人別管理資産の移換（第四十五条の二・第四十六条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（拠出限度額）</p> <p>第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 企業型年金加入者であつて次に掲げる者以外のもの <u>四万六千円</u></p> <p>イ～二（略）</p> <p>二 企業型年金加入者であつて前号イからニまでに掲げるもの <u>二万三千円</u></p> <p>（他の制度の資産の移換の基準）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れを行うものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 個人別管理資産の移換（第四十六条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（拠出限度額）</p> <p>第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 企業型年金加入者であつて次に掲げる者以外のもの <u>三万六千円</u></p> <p>イ～二（略）</p> <p>二 企業型年金加入者であつて前号イからニまでに掲げるもの <u>一万八千円</u></p> <p>（他の制度の資産の移換の基準）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れを行うものとする。</p>

- 一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該厚生年金基金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日
- 二 (略)
- 三 前項第三号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日
- 四・五 (略)

第二十三条 削除

- 一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該厚生年金基金の規約が変更される日の属する月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日
- 二 (略)
- 三 前項第三号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日
- 四・五 (略)

(他の制度から移換される資産の限度額)

第二十三条 法第五十四条第一項の政令で定める額は、基準日(次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。以下同じ)の属する月前の当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主として使用された期間その他これに準ずる期間(法第三十二条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間を除く。以下この条において「過去勤務期間」という。)に係る各月につき当該事業主が掛金を拠出するものとした場合における当該各月の法第二十条に規定する拠出限度額に当該各月の翌々月から基準日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(次項各号において「利子相当額」という。)を加えた額の合計額とする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該厚生年金基金の規約が変更される日
- 二 前条第一項第二号に掲げる資産 当該厚生年金基金が解散した日
- 三 前条第一項第三号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日

四 前条第一項第四号に掲げる資産 当該確定給付企業年金が終了した日

五 前条第一項第五号に掲げる資産 同号に規定する移行日

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第五十四条第一項の政令で定める額は、前項に規定する額から当該各号に定める額を控除した額とする。

一 当該企業型年金加入者について、過去勤務期間に係る事業主掛金があるとき 過去勤務期間に係る各月の事業主掛金の額に当該各月の翌々月から基準日の属する月の前月までの期間に応ずる利子相当額を加えた額の合計額

二 当該企業型年金加入者について、基準日前に法第五十四条第一項の規定によりその者の個人別管理資産に充てるものとして一時に、又は分割して移換を受けた資産（基準日前に同項の規定によりその者の個人別管理資産に充てられたこととなった資産のうち、まだ移換を受けていないものを含む。）があるとき 当該資産の額に当該資産の移換を受けた月の翌月から基準日の属する月の前月までの期間に応ずる利子相当額を加えた額の合計額

3 過去勤務期間の計算は、法第十四条の規定による企業型年金加入者期間（同条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。）の計算の例によるものとする。

（他の制度の資産の移換に係る事務）

第二十五条 厚生年金基金、企業年金基金及び実施事業所の事業主は、企業型記録関連連运营管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連連运营管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあっては、移換対象者（法第五十四条第一項の規定による移換に係る資産が

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 厚生年金基金(解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。)、企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)及び実施事業所の事業主は、法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者(同項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連連営管理機関(法第十六条第一項に規定する企業型記録関連連営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。)に通知しなければならない。

一～三 (略)

(拋出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、その月の末日における

個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この項及び次条において同じ。)に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務(次条において「記録関連業務」という。)を行う事業主を含む。次項において同じ。)に対し、移換対象者に係る移換限度額(法第五十四条第一項後段の政令で定める額をいう。以下同じ。)を計算し、その額を通知することを求めることができる。

2 前項の規定による求めがあつたときは、企業型記録関連連営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、同項の計算及び通知を行うことを拒否してはならない。

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 厚生年金基金(解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。)、企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)及び実施事業所の事業主は、法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連連営管理機関(法第十六条第一項に規定する企業型記録関連連営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る記録関連業務を行う事業主を含む。)に通知しなければならない。

一～三 (略)

(拋出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、その月の末日における

次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 法第六十九条に規定する第二号加入者 一万八千円

第四章 個人別管理資産の移換

(個人別管理資産の移換期限)

第四十五条の二 企業型年金が終了した場合における法第八十条から第八十二条までの規定による個人別管理資産の移換は、当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に行うものとする。

(個人別管理資産を移換する際の申出等)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

(登録の拒否に係る者)

第四十九条 法第九十一条第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 法、厚生年金保険法及び前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 三 (略)

次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 法第六十九条に規定する第二号加入者 一万五千円

第四章 個人別管理資産の移換

第四十六条 (略)

2・3 (略)

(登録の拒否に係る者)

第四十九条 法第九十一条第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 三 (略)

附則

(適格退職年金契約に関する特例)

第二条 (略)

2 法第二十条の政令で定める額は、適用終了日までの間、企業型年金加入者であつて当該企業型年金の事業主が締結している適格退職年金契約に係る法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等(以下この条において「受益者等」という。)のうち、当該事業主が当該適格退職年金契約に基づき同号に規定する掛金等の払込みを行っているものについては、二万三千元とする。

3 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二條第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの(法人税法施行令附則第十六条第一項第七号八に規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分を除く。)について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日とする。

4 (略)

附則

(適格退職年金契約に関する特例)

第二条 (略)

2 法第二十条の政令で定める額は、適用終了日までの間、企業型年金加入者であつて当該企業型年金の事業主が締結している適格退職年金契約に係る法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等(以下この条において「受益者等」という。)のうち、当該事業主が当該適格退職年金契約に基づき同号に規定する掛金等の払込みを行っているものについては、一万八千円とする。

3 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二條第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの(法人税法施行令附則第十六条第一項第七号八に規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分を除く。)について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れに係る第二十三條第一項に規定する基準日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日とし、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日とする。

4 (略)

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号） 抄
 （第二条関係）

改正案	現行
<p>（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等） 第一百五十六条 居住者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約（以下この条において「退職金共済契約等」という。）若しくは法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）その他これに類する契約（以下この条において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合、厚生年金基金を設立している場合又は確定給付企業年金法第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金（以下この条において「確定給付企業年金」という。）若しくは確定拠出年金法第二条第二項（定義）に規定する企業型年金（以下この条において「確定拠出企業型年金」という。）を実施している場合における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる場合には、その年十二月三十一日（その居住者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この条において同じ。）において在職する使用人に係る第一百五十四条第一項第一号口に規定する退職給与の額は、当該使用人につき同日における退</p>	<p>（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等） 第一百五十六条 居住者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約（以下この条において「退職金共済契約等」という。）若しくは法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）その他これに類する契約（以下この条において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合、厚生年金基金を設立している場合又は確定給付企業年金法第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金（以下この条において「確定給付企業年金」という。）若しくは確定拠出年金法第二条第二項（定義）に規定する企業型年金（以下この条において「確定拠出企業型年金」という。）を実施している場合における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる場合には、その年十二月三十一日（その居住者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この条において同じ。）において在職する使用人に係る第一百五十四条第一項第一号口に規定する退職給与の額は、当該使用人につき同日における退</p>

（傍線部分は改正部分）

職給と規程がその年の前年十二月三十一日において適用されるものとした場合に当該使用人につき支給すべきこととなる事業主の支給する退職給与の額による。

イ (略)

ロ 確定拠出企業型年金の実施又は確定拠出年金法第四条第三項(承認の基準等)に規定する企業型年金規約の変更により、退職給与規程を改正し、その年十二月三十一日において在職する使用人のうちその年の前年十二月三十一日から引き続き在職しているものに対する退職給与について、同日においては退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部に相当する金額がその年十二月三十一日においては同法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)の企業型年金の資産管理機関に払い込まれている場合

三 (略)

(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)

第八十三条 (略)

2 生命保険契約等に基づく一時金(法第三十一条各号(退職手当等とみなす一時金)に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金(確定給付企業年金法第一百一十一条第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)又は第一百十二条第四項(厚生年金基金から基金への移行)の規定によ

職給と規程がその年の前年十二月三十一日において適用されるものとした場合に当該使用人につき支給すべきこととなる事業主の支給する退職給与の額による。

イ (略)

ロ 確定拠出企業型年金の実施又は確定拠出年金法第四条第三項(承認の基準等)に規定する企業型年金規約の変更により、退職給与規程を改正し、その年十二月三十一日において在職する使用人のうちその年の前年十二月三十一日から引き続き在職しているものに対する退職給与について、同日においては退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部に相当する金額がその年十二月三十一日においては同法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために払い込まれている場合

三 (略)

(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)

第八十三条 (略)

2 生命保険契約等に基づく一時金(法第三十一条各号(退職手当等とみなす一時金)に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金(確定給付企業年金法第一百一十一条第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)又は第一百十二条第四項(厚生年金基金から基金への移行)の規定によ

り厚生年金基金から権利義務が承継された年金給付等積立金（厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金をいう。以下この号及び第四項において同じ。）及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により移換された同法第十二条第十二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ二（略）

三（略）

3・4（略）

り厚生年金基金から権利義務が承継された年金給付等積立金（厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金をいう。以下この号及び第四項において同じ。）及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により移換された同法第十二条第十二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ二（略）

三（略）

3・4（略）

法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七十一号）
（第四条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職給与引当金に関する経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 法人が、新法人税法施行令第三百二十五条第一号に規定する退職金共済に関する制度に係る退職金共済契約その他これに類する契約（以下この項において「退職金共済契約等」という。）若しくは法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（以下この項において「適格退職年金契約」という。）その他これに類する契約（以下この項において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合若しくは締結していた場合、厚生年金基金を設立している場合又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金（以下この項において「確定給付企業年金」という。）若しくは確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金（以下この項において「確定拠出企業型年金」という。）を実施している場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 改正事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度において次に</p>	<p>附則</p> <p>（退職給与引当金に関する経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 法人が、新法人税法施行令第三百二十五条第一号に規定する退職金共済に関する制度に係る退職金共済契約その他これに類する契約（以下この項において「退職金共済契約等」という。）若しくは法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（以下この項において「適格退職年金契約」という。）その他これに類する契約（以下この項において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合若しくは締結していた場合、厚生年金基金を設立している場合又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金（以下この項において「確定給付企業年金」という。）若しくは確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金（以下この項において「確定拠出企業型年金」という。）を実施している場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 改正事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度において次に</p>

掲げる場合に該当することとなったことに伴い、その該当することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号において「移行年度」という。）終了の時ににおける退職給与引当金勘定の金額が当該移行年度終了の時ににおいて在職する使用人の全員に係る期末退職給与の要支給額を超えることとなった場合において、当該移行年度以後の各事業年度又は各連結事業年度終了の時ににおける退職給与引当金勘定の金額がその時ににおける期末退職給与の要支給額を超えるときは、当該各事業年度又は各連結事業年度については、改正法附則第八条第三項の規定の適用はないものとする。

イ（略）

ロ 確定拠出企業型年金の実施又は確定拠出年金法第四条第三項に規定する企業型年金規約の変更により、退職給与規程を改正し、当該事業年度又は連結事業年度終了の時ににおいて在職する使用人のうち前事業年度又は連結事業年度終了の時から引き続き在職しているものに対する退職給与について、前事業年度又は連結事業年度終了の時ににおいては退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部に相当する金額が当該事業年度又は連結事業年度終了の時ににおいては同法第五十四条第一項の企業型年金の資産管理機関に払い込まれている場合

三（略）

11
13（略）

掲げる場合に該当することとなったことに伴い、その該当することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号において「移行年度」という。）終了の時ににおける退職給与引当金勘定の金額が当該移行年度終了の時ににおいて在職する使用人の全員に係る期末退職給与の要支給額を超えることとなった場合において、当該移行年度以後の各事業年度又は各連結事業年度終了の時ににおける退職給与引当金勘定の金額がその時ににおける期末退職給与の要支給額を超えるときは、当該各事業年度又は各連結事業年度については、改正法附則第八条第三項の規定の適用はないものとする。

イ（略）

ロ 確定拠出企業型年金の実施又は確定拠出年金法第四条第三項に規定する企業型年金規約の変更により、退職給与規程を改正し、当該事業年度又は連結事業年度終了の時ににおいて在職する使用人のうち前事業年度又は連結事業年度終了の時から引き続き在職しているものに対する退職給与について、前事業年度又は連結事業年度終了の時ににおいては退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部に相当する金額が当該事業年度又は連結事業年度終了の時ににおいては同法第五十四条第一項の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために払い込まれている場合

三（略）

11
13（略）